

一般社団法人 高度情報技術活用コンソーシアム 会則

Ver;2022.12.1

1. 当コンソーシアムの目的

進歩/変化の激しいIT業界において、お客様にご満足いただけるソリューションを提供するために、各社のIT技術ならびに商品を相互に連携活用することにより、協力相互会社間のビジネスの活性化とお客様満足の向上を図り、社会の発展に寄与することを目的とする。

2. コンソーシアムメンバーへの入会資格

- ・一般会員:情報通信 (ICT) 関係およびそれに関連する事業者で、当コンソーシアムの主旨に賛同して、活動を目的に入会する法人又は個人
- ・賛助会員:当コンソーシアムの主旨に賛同し、活動を支援する法人または個人
- ・協力会員:ICT関係事業以外の事業者で、当コンソーシアムの主旨に賛同し、活動に対して間接的に協力する法人または個人(例、法務/経理/人材育成/その他間接業務系の事業者)
- ・特別会員:特別に連携活動を提携した団体法人(例:事業協同組合等)
- ・運営会員:当法人の目的に賛同して当法人で活動し、且つ運営に携わるために入会した個人(運営会員=法定上の社員)
- ・サポーターズ倶楽部メンバー:当コンソーシアムの主旨に賛同し、各自のノウハウを活かし自らの活躍と会員への支援を目的とする個人(個別協議で法人も可とする)

3. 会費

- ・一般会員:年額 24,000 円 (2,000 円/月相当)
 - ・賛助会員:年額 50,000 円/1口
 - ・協力会員:無料
 - ・特別会員:個別協議
 - ・運営会員:無料(但し、基金拠出は個別相談)
 - ・サポーターズ倶楽部メンバー:無料
- ※年度は4月～翌年3月とし、10月以降に加入の場合は半額とします。
会費の納入は、請求書によって支払う。

4. 入退会について

入会に際して加入申込書を提出し、理事長が承認する。
退会は、退会届を提出する(その年度の会費は返却しない)。

5. 会員への支援

コンソーシアムは、会員の事業発展に寄与するために以下の支援を行う。

- ① 技術交流会、展示会、発表会等の開催
- ② 商品拡販の支援 (PR、販売支援者の紹介等)
- ③ 新ビジネスモデルの創出、研究
- ④ 一般企業等 (ユーザ) からのソリューション受付と会員への斡旋
- ⑤ 各種契約行為の支援または代行
- ⑥ 新技術の紹介および斡旋
- ⑦ 共同研究、共同開発等の斡旋
- ⑧ 運用、保守、サポートセンター業務等の斡旋
- ⑨ 技術開発、営業、マーケット分析その他各種業務の支援および斡旋
- ⑩ その他、会員各社の経営に関する各種支援
(世間の逸品を紹介 & 特別価格で販売斡旋をふくむ)

6. 会員保有商品の登録と売買

- ① コンソーシアムで紹介等する商品・商材は、AITUC と当該商品・商材保有会員との間で、アドバイザー契約を締結し、販売手数料等の取決めを行う。
- ② 商品を保有する会員はコンソーシアムに代理販売を委託できる。
- ③ コンソーシアム活動において創出したビジネスモデル及び商品は、コンソーシアム取扱い商品として商品登録することとする。
- ④ コンソーシアムは、会員のパワーを支援するために、会員商品の開発および運用・保守・サポート等の支援/斡旋をする。

以上